

に配流された。義経の謀反に加担していたことが露頭したためである。

義経は、緒方惟栄らを伴つて大物浦（淀河口）を船出したものの、激しい風波に遭遇して、和泉浦に着き、行方を消してしまった。九州は兄範頼による支配が行われることとなつた。

二 鎮西守護人天野藤内遠景

源範頼が、九国の事を沙汰しはじめてから数か月

国地頭の派遣

後、九国の所々より「範頼が狼藉を働いている」という報告が相次ぎ、朝廷は範頼へ範頼を召還するよう要求した。文治元年（一一八五）七月、範頼は上洛を命じ、中原久経、近藤七国平の両名を、地頭を任命するまでの暫定期間、沙汰人として、平家没官領及び原田種直、板井種遠、山鹿秀遠等の所領の管理に当らせた。範頼は兩人へ「院宣に従い、すべて奏聞のうえで行動すべし」と念を押している。中原久経は京下りの下級貴族で、地方の実務に練達しており、近藤七国平は国地頭に補任されるほどの武士ではないが、勇氣があり、廉直な人柄が、頼朝の信任を得ていたという。

文治二年二月、頼朝は天野遠景へ、肥前国神崎庄の兵糧米徵収を止めよう命じた。これより前、文治元年十一月、行方不明の義経・行家を探索するという名目で、近畿と近国に守護と地頭が設置され、北条時政を京都守護兼近国七か国地頭に、山陽道五か国地頭に土肥実平・梶原景時らを任命し、鎮西九か国奉行に天野遠景を任せたらし。地頭は兵糧米の徵収を許されたので、未納者に対する譴責が累日に及んでいた。そのため、諸方より愁訴が起り、ついに兵糧米の未進分を免除するとい

う法令が全国の庄園へ触れ出されたのである。

文治二年六月、畿内近国地頭は、諸国からの愁訴によつて停廃されたが、鎮西九か国奉行は、権帥兼権中納言吉田経房の要望で、そのまま存続することとなつた。吉田経房は文治元年十月から建久元年（一一九〇）正月まで大宰権帥の座にあつたが、天野遠景が九国奉行人の地位を維持したのも、経房との親密な関係があつたればこそのことであろう。

御使宇都宮信房

文治三年九月、頼朝は奄美群島の鬼界島遠征を天野遠景に命じた。『吾妻鏡』に次のようない記事が

みえる。

所の衆信房、宇都宮所と号す。御使として鎮西に下向す。これ、天野藤内遠景と共に貴海島を追討すべき旨、嚴命を含むに依るなり。件の島は古来船帆を飛ばすの者無し。しかるに、平家在世の時、薩摩國の住人阿多の平権守忠景、勅勘を蒙るに依り、かの島に逐電するの間、追討のため、筑後守家貞を遣す。家貞、軍船を粧うこと數度に及ぶといえども、ついに風波を凌がず、空しくもって帰洛せしむと云々、今度、予州に同意の輩、隠れ居るかの由、御疑昧あるに依りこの儀あり、又、去年河辺平太通綱、件の島に到るの由、聞しめすの間、殊に思し企てたまう所なりと云々、遠景は元來鎮西に在ると云々

（原文は漢文）

これを要約すると、鬼界島は遠くて征討に成功したことがないけれども、源義経に与同した河辺平太通綱がこの島へ渡つたというので、宇都宮信房を下し、天野遠景と共に追討に向かうことを命じたのである。

翌文治四年二月の遠景の書状には、去年十二月に郎従等を鬼界島に渡らせ、形勢を窺わせたところ、追捕することに問題はないが、鎮西の御家人等を催促したけれど、一揆しないため、すこぶる無勢である。重ねて催促の御教書を下してほしい、所衆信房は自身で渡海すると強く主張するので、遠景が制止した。そこで信房は親類等のもつとも精兵を派遣

することにした。この事を聞いた摂政九条兼実は、鬼界島は日本の外にあり、過去に遠征の例もないから、無益なことは止めよと反対するので、しばらく猶予することにした。ところが、信房は鎮西より書状をもつて、鬼界島渡島のことを一つ書きにして言上し、海路を絵図にして頼朝に訴えたので、頼朝も再び思い立ち、渡海を決行させることにしたとある。

文治四年五月の『吾妻鏡』に、次の記事がある。

遠景曰下の御使等、貴賀井島へ渡り合戦を遂げ、かの所すでに帰降するの由

言上する所なり、しかるに、宇都宮所衆信房は殊に勲功を施すと云々（原漢文）

信房の進言によって、早速渡海し、信房の殊功があつて目的を達した

といふが、前の遠景の制止によつて、一族の者を送つたのか、自身渡海したのか判断に迷うところである。

この信房の活躍に対する恩賞の一つが田川郡伊方庄地頭職である。『佐田文書』に頼朝の下文の写しがみえる。次のようになつてゐる。

袖判（頼朝）

下す 豊前国伊方庄住人

補任地頭職事

前所衆中原信房



源頼朝の花押

右は前地頭直種、貴賀井島へ渡らず、また奥州を追討するの時参合せず、この両度の過怠に依り、かの職を停止すべきなり、よつて、信房をもつて補任する所なり、限りある課役においては先例に任せその勤めを致すべきの状、件の如し、以て下す、

建久三年二月二十八日

（原漢文）

貴賀井島遠征

宇都宮氏が九州に初めて下向したのは、先述した文治三年（一一八七）九月のことである。所衆信房が鬼界

このほかにも、日向国に地頭職を得ていたことが、『建久図田帳』で知れる。次のようになつてゐる。

前諸院御領 田代二百七十八町

（國富庄）

久日田 八町

（兒湯郡）

右同郡内

預所同人

没官御領 田代六十八町

（島津庄寄郡）

没官御領

（土持郡）

地頭宇都宮所衆信房

三宅郷二十丁 右臼杵郡内 地頭信綱

三納郷四十丁 右同郡内 地頭同人

間世田 八丁 右同郡内 地頭同人

右の史料は断簡であるため理解できないところがあるが、信房が日向国児湯郡に、平家没官領七六町等の地頭職を得ていたことがわかる。

天野遠景は律令機構の鎮西統治機関である大宰府の府官と共に連署して、鎌倉殿の下文を施行し、御家人に地頭職を安堵したり、御家人間の相論を裁許して、事実上、大宰府の実権を掌握していた。これに対して、内大臣家、近衛家等の有力莊園本所領家は、遠景の行為を新儀非法として、その介入を激しく非難し、直接、頼朝に訴えて、遠景の政務を停止させた。建久二年ごろ、神社仏寺より、遠景の非法を訴える事件が相次いだため、天野遠景の鎮西守護を解職したという伝説が生まれた（宇都宮『益』）。

三 宇都宮信房の入国

右は前地頭直種、貴賀井島へ渡らず、また奥州を追討するの時参合せず、この両度の過怠に依り、かの職を停止すべきなり、よつて、信房をもつて補任する所なり、限りある課役においては先例に任せその勤めを致すべきの状、件の如し、以て下す、